

中野区教育委員会会議録 平成24年第7回定例会

○開会日 平成24年2月24日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時38分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(9名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠	
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純	
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治	
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子	
指導室長	喜 名 朝 博	
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸	
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳	
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子	欠席
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一	欠席
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊	
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖	

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

山 田 正 興

委 員

飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 4人

○議事日程

[協議事項]

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について
- (2) 中野区立図書館に関する陳情について
- (3) 中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方（案）

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項

中野区 教育委員会
第7回定例会
(平成24年2月24日)

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、教育委員は全員出席です。

事務局職員は、特別支援教育連携担当、就学前教育連携担当が所用により欠席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日、協議事項の1番目に関連して、健康福祉部副参事・学習スポーツ担当、浅川靖さんに出席を求めていますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

<委員会の運営について>

山田委員長

それでは、日程に入りますが、協議事項の3番目、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」については、非公開での協議を予定しています。したがって、先に報告事項を行った後、次に協議事項の順に進行させていただきます。

<報告事項>

山田委員長

それでは、報告事項に入ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、2月17日の第6回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告します。

2月17日金曜日、武蔵台小学校・北中野中学校研究発表会がございまして、飛鳥馬委員が出席をされました。

2月17日金曜日、中野区立中学校PTA連合会「50年の集い」が開催されまして、高木委員、大島委員、飛鳥馬委員、田辺教育長が出席されました。

私からの報告は以上であります。

各委員から、以上の報告につきまして補足、質問、追加等がありましたらお願いいたします。

私からです。

2月18日の土曜日の夜になりますが、子供達よ！実行委員会というところが主催されまして、ZEROの指定管理者が共催をされ、教育委員会も後援をしておりますけれども、「子どもたちよ！映画『大丈夫。』とトーク」が中野区のZEROホールで開催されました。聖路加国際病院の小児科の部長で、今、副院長をされている先生が、子どもたち、特にがんに侵された子どもたちの診療等をずっと行ってきたわけですけれども、その子どもたちのがんと闘いの、いせFILMの監督が内容をフィルムにしたのですね。「大丈夫。」という題名の110分ぐらいの映画なのですけれども、「大丈夫。」というのは、先生が病院に入院された子どもたちを回診して「大丈夫だね」とか「大丈夫だよ」という言葉をかけるのです。それが全編に流れているという、おおよそ10年間にわたるドキュメンタリーフィルムであります。

その後、「命に寄り添って」ということで、副院長先生といせFILMの監督、それから、聖路加国際病院に、チェロを弾いた子どもの大きな絵があるのですけれども、それを書かれた絵本作家の方と、ノンフィクション作家の方の4名のフリートーク、このようなスケジュールで行われました。

ZEROホールの大ホールは1,200人が入るのですけれども、恐らく、500人か600人ぐらいは入って、かなり盛況ではありました。特に小児がんは、昔は不治の病というイメージが多いかと思えますけれども、この10年ほどの医学の進歩で7割から8割は生還できる病気になってきております。それでも、先生が看取った子どもたちは300名を超えるということです。聖路加病院というのはもともとキリスト教の病院ですよ。ですから、病院の中ではクリスマスのコンサートをやったりしているわけですけれども、一方で、300名の霊をとむらって四国の巡礼をしている先生の姿なども出ていました。「子どもたちは死んではいけないんだよ」という強いメッセージの中でこのような映画が上映されて、非常に共感するといいますか、先生の病人に対する、病に侵された子どもたちに対する非常に温かいメッセージが全編に流れまして、すばらしい映画ではなかったかなと思います。こういった映画を子どもたちにも事あるごとに上映できれば、今後の子どもたちの「生きる」とか「命」ということに対しての大きなインパクトのある映画ではないかと思うのです。子どもたちが見る機会が多くあればなと思っております。

日本医師会が開催します全国の学校医が集まる学校医講習会が必ず2月のこの時期にあるのですけれども、その日、日本医師会館で行われましたので、私は、昼間、それに出席してまいりました。今回の学校保健の講習会では、「最近の学校保健の健康行政について」

ということで、文部科学省の専門官からは、結核の検診について、今後、今の結核検診の見直しが図られるということのご報告をいただきました。

シンポジウムでは、「学校における感染症」ということであります。前回もちょっとお話ししたのですけれども、今、インフルエンザが猛威を振るっていますが、そろそろ下火になってくるように思っております。ことしは、インフルエンザのワクチンの効きがちょっとよくないかなと。WHOが決めた株なのですけれども、A香港の株が今の流行株とちょっとずれているというような報告もございました。これは今後検証されると思います。

今、学校の中でなかなか終息しない一つの原因は、先日もお話ししたのですけれども、出席停止期間をどうしたらいいのかなということ。文部科学省のほうで、2月17日付で、学校保健安全法の施行規則を一部改正したらいいのではないかとという奨励案が出ております。新聞にも出ておりましたので、先生方にご承知かもしれませんが、その中では、インフルエンザについては、学校においては、発症後5日かつ解熱した後2日を経過するまで。ですから、解熱した日を0としてあと2日、で、発症して5日ということ、それをきちんと守ってくださいという通達を文部科学省が出しております。ただし、就学前の子どもたちについてはもう1日多くて、発症して5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでということ。昨年度に出ました保育園の健康管理の指標からもその文言が出ておりましたけれども、もう一度それをきちんと通達として出すということでもあります。しかしながら、就学前の子どもたちについては、お母様の就労ということもありますので、なかなか難しいことがあるかなと思いますけれども、集団での感染を予防する意味からは、こういった一つの基準をしっかり守っていかなければいけないのかなと思います。今後、これは4月1日から施行したいということがございますので、来年度に向けて啓発をしていかなければいけないのかなと思っております。

翌日19日ですけれども、同じように日本医師会で、産婦人科とか小児科の周産期にかかわる先生方のための母子保健講習会が行われました。

そこで日本産婦人科医会の寺尾会長からは、私もここで何回か発言しておりますけれども、心中以外で亡くなる子どもの中で、日齢ゼロ日で亡くなる子が多い。要は、生まれてすぐ命を絶たれてしまう子どもの数がふえてしまっている。これは胎児虐待に当たり、それは望まない妊娠がふえているからだろうということで、この辺についてこれからきちんと地域との連携をとって進めていかなければいけないのではないかとのお話でございました。

もう一つは、災害と周産期医療。実は、産婦人科という科目については二つの学会があるのですけれども、3.11の大震災があったときに、日本産科婦人科学会が現地での人的派遣を行う、また、主に母体保護法の指定医から形成している日本産婦人科医会は物的資源、要するにお金を集めるということで、二つの学会が手に手をとって、3月の発災後1週間後から、宮城と岩手の中核的な病院に、各大学から医師、産婦人科医を4名ずつ順番に派遣していったのです。この事業がこの3月31日で終わります。そこで分娩だとか出産に対して人的支援を行った、そのサポートを産婦人科医会で行ったということであります。ですから、そういった支援をしたことや、被災地での周産期医療をサポートしたということの報告がございました。

なお、今一番心配されています放射線についての取り組みも、学会としていろいろやってきたところの報告がございました。これからも放射線のことにつきましてはきちんとした調査をして、日本がいろいろとデータを発しなればいけないのですけれども、今のところ残されたものは世界的にはチェルノブイリの現象しかないのですね。内部被曝で問題になっているセシウムについては、チェルノブイリでの報告はないので、現実には学術的に証明された健康被害についてはきちんとした文献的証拠はまだないということですので、この辺は日本がきちんと集積してやっていかなければいけないのではないかと考えています。

昨日は、中野区の医師会で自殺予防ということでの講演会がありました。演者は精神科医の方で、発災後すぐに東北の被災地に入りました。まさしく、ある70代のおじいちゃまは、地震で倒壊して、おばあちゃまと右手がつながっていたのだけれども、津波が来るといって逃げざるを得なかった、そのトラウマを抱えていてというような事例とか、4歳になる女の子はお母さんが津波で流されてしまって、その後いわゆるPTSDが起きているということですが、4歳の子どもが生きたいというメッセージを一生懸命発しているというようなことのお話がありました。

今でも被災地のところでのメンタルケアは大切なことではないかなと思っていますけれども、実は一方で、日本は3万人を超える自殺者が続いているわけで、世界で6番目か7番目なのだそうですね。そういったことで、どうして死に急ぐのかというような話も出ておりました。こういったうつの対策とか自殺の対策というのは、構えて「こういうふうにやりますよ」と言っても、それはなかなか集まりにくい。例えば一つの切り口として、こんなことをしたら眠れるようになりますよ、眠れるということは大切です、というよう

にキャッチフレーズとして、来ている人たちの中にいろいろと心の病を抱えている人がいる。そういうようなこと。マーケティングのことを考えた取り組みをしながら、その中から拾い集めていくということをお話しされておりました。

また一方では、各国の障害者の状況についても説明があつて、ニュージーランドとかオーストラリアなどは障害者の方が19%に及んでいる。日本では4.5%という数字があるのですけれども、これの数字はなかなか難しい話なのです。要するに、自他ともに認めているから障害として認定されているところがある。それはまさしく生きづらいというところの違いではないか、それでパーセンテージが違っているのではないかなど。要は、制度を利用申請するというをやっている国というのは、障害者であることを言わなければならないけれども、生きることが普通であれば、それは福祉のユーザーとして障害者が変わってくるだろう。そういった逆の視点ですね。そういうことも大切なのではないかなというふうに感じました。

2時間半にも及ぶ講演でしたので非常にためになる講演だったと思っています。今、自殺予防は日本でも大きな取り組みをしていかなければいけない真っ最中ではないかと思っています。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

委員長が報告されました2月17日の中野区立中学校PTA連合会「50年の集い」に参加させていただいて、ごあいさつをさせていただきました。

私からは以上です。

山田委員長

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私は、17日に、武蔵台小学校と北中野中学校の合同の研究発表会に行つてまいりました。小学校と中学校で一緒に研究会をやるということは珍しいことなのですけれども、研究のテーマが「小中連携による確かな学力の向上を図るための指導方法の工夫」というちょっと長いのですが、小中連携でどんな指導方法ができるかということの研究ということです。1年間やっていたので、内容はたくさんあるのですが、当日やった研究授業を見ましたので、二つだけ紹介します。

一つは体育なのですが、小学校4年生の体育で、ポートボールと言うのかな、ボールをみんなでパスしながら、普通だといすか何かの上に立っている人にパスして、とったら点数が入る。それと同じゲームなのですけれども、子どもがとるのではなくて、紅白の玉入れのようなかごがあって、そこにシュートして、入ったら点数が入る。ゴールが動かないので、もうちょっと高度なのかな。ということです。

それで、小学校の先生と、特に中学校の体育の先生がT・Tで入って主に指導されていたわけですが、よかったと思うのは、先生同士のT・Tの指導というだけではなくて、子どもたちは四つのグループに分かれてやるわけですが、その全部のグループに中学校のバスケット部の生徒が1人ずつ入るのです。それで、プレーを一々、こうやるんだ、ここは走るんだ、ここはパスを出すんだという指導をしているのです。大体のことは先生がやるのですけれども、練習が始まると、中学生がほとんど主導権を握ってやっている。小学生も生き生きと楽しそうにやっている。これは小中の連携でないとなかなかできない。中学生も生かせるといいますか、そういういい授業だったなというふうに思います。

それからもう一つは、6年生の外国語活動なのですけれども、これも中学校の英語の先生が入ってやられていたのです。6年生の授業ですので、「将来の夢を語ろう」みたいな内容で、英語ノートを初めて見ましたけれども、最後のレッスン9か何かがそういう課なのです。それがちょうど「将来の夢を語ろう」。6年生は夢を英語でなかなか言えないので、「日本語でもいいよ」ということで、言うと、先生が英語で言ってくれる。最後、ワークシートに書いて出す。それをまた中学校の先生が英訳してくれて、それをまねして言う、そういうやり方なのです。

最後によかったのは、中学校の2年生の女の子が登場するのですけれども、あそこはラグビー部があってラグビーをやっている。何でそういうことをやるようになったかというのを英語で小学生に話したのです。一つは、女の子がラグビーをやるのは珍しいということもありますけれども、それ以外に、中学校2年生になるとこのくらい英語で言えるんだよというアピールで、6年生が聞いている。それもよかったなと思います。

二つを紹介しましたが、ちょっと長くなって申しわけないですけれども、あともう一つ。

小中連携について、今、区内全体で取り組んでいるわけですが、今、目白大学の教授をされています、以前指導室にいらした先生が記念講演で来てくださって指導してくれたのです。その記念講演の中で小中連携の教育的効果というのを五つ言ってくれたので、項目だけちょっと申し上げます。小中連携の効果として、一つは「学びの連続性」、二つ

目が「中1ギャップの解消」、三つ目が「継続性のある生活指導」、四つ目が「異年齢の交流」、五つ目は「学習定着率の向上」、この五つを言うておりました。大変参考になりました。

以上です。

山田委員長

では、大島委員、お願いいたします。

大島委員

私も、2月17日にサンプラザで行われました中P連の50周年のパーティーに参加いたしました。私が印象に残っているのは、各学校の関係者とか卒業生とか校長先生とかがステージに上ってそれぞれの校歌を歌っていったのでいろいろな学校の校歌が聞けた、それも、統廃合で今は既になくなった学校の校歌も聞けたというのが大変印象深くてよかったと思っております。

それから、2月18日の夜、今、山田委員長のほうからお話がありました「大丈夫。」という映画とトークショーに私も参加させていただきまして、大変いい映画だと思いました。今、山田委員長のほうからご紹介があったので、詳しくは省略いたしますけれども、「命は生きるほうへ向かう」という副題で、この言葉はすごくいいなと思っているのです。映画の中にインタビューもたくさん出てくるのですけれども、少年が「僕は将来お医者さんになりたい。僕もこの病気でお医者さんに治してもらっている。だから、それを恩返ししたいんだ」とかいう場面が出てくるのですけれども、その子は十何歳で亡くなったと。そういう子が二人ぐらいですか——もっといたかもしれません。そういう場面が二人以上はいまして、何かじんとかるところがあったのです。

それと、聖路加病院の副院長先生は俳句もおつくりになる方で、ご自分がそのときどきの思いを俳句にしておられました。また、筆で書をお書きになるのですね。その書がすごく味わいのある書で、俳句を書でお書きになったのも画面に出てくるのですけれども、一緒に見ていた私の夫などは「それがすごくよかった」というふうに言うておりました。

私からは以上です。

山田委員長

では、教育長、お願いします。

教育長

特にはございません。

山田委員長

では、各委員の報告などにつきまして質問とかご発言がありましたらお願いします。

大島委員

飛鳥馬委員に行っていたいただいた武蔵台小学校と北中野中の共同の研究発表会なのですけども、私が記憶している限りで、そういう小学校、中学校一緒の研究発表というのはなかったかと思うのです。これはふだんからといいますか、その研究発表の前から連携しての試みというのはやられていたのでしょうか。

指導室長

この2校の研究は昨年度からでございますけれども、学校教育向上事業ということで、教育委員会としてテーマというか課題に感じているところを研究して、それを各学校に広めていくという趣旨でございます。ご報告があったような形の成果を各学校がそれぞれ受けとめて、さらに進めていくという位置づけでございます。

山田委員長

今の件に追加してです。

この目白大学の先生は、2代前の指導室長を経て、品川区の伊藤学園という施設一体型の小中連携校の初代の校長先生に就任されています。品川はたしか、一体型とそうでないタイプと二つに分かれて学校再編とかをやっているところの先駆的な話だと思うのです。一体型の校長先生だったのですけれども、そういった一体型というのをこれから何校かするというのは難しい話ではある。例えば武蔵台とか北中野というのは隣接の小中ですよ。ですから、一体型でなくても、近くであればいろいろな連携をとれると思うのですけれども、そのようなことについては先生はお触れになりませんでしたか。やり方の一つとして。

飛鳥馬委員

今、山田委員長が言われたとおり、先生は施設一体型で校長をなさっていたわけですので、その話もたくさんしてくださいました。してくださいましたが、中野区は施設一体型ではなくて今やっているの、それに役立つものに焦点を合わせて話してくださいました。先生の話は、今後のことですのでどうなるかわからないので、遠慮気味に言ってくださったのは、「こういう連携をスタートにして、目指すところは施設一体型になるかもしれませんが」というような。「それが到達点ではありません。いろいろなやり方があります。中野は中野のやり方があります。全部が施設一体型なんていうのは中野では大変なことなので、それは十分わかっています」というふうにおっしゃっていました。施設一体型の話

は、それはそれで非常にいいことはたくさんあります。それを話してくれました。それは報告しませんでしたけれども。

以上です。

山田委員長

ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

(発言する者なし)

<事務局報告事項>

山田委員長

ご発言がないようであれば、事務局報告に移ります。

事務局から報告事項はございますか。

事務局

ありません。

<協議事項>

山田委員長

次に、協議事項に入ります。

協議事項の1番目、「教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について」の協議を進めます。

説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料によりましてご説明をいたします。

1にございますように、教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について、地方自治法180条の7の規定に基づきまして区長から協議がございました。

1枚おめくりいただきまして、協議の文書をごらんいただきたいと思いますけれども、まず協議の理由でございます。中段に「補助執行の事務の一つである」という段落がございますけれども、地域生涯学習館開放事業でございますが、4館で行ってまいりました。しかし、施設利用率が低い状態が続き、また、特に利用団体の広がりが見られないということから、施設の有効活用に向けた再検討が必要であるという観点から、地域生涯学習館の廃止を検討してきたところでございます。平成24年1月26日に、事業見直しの中で地域生涯学習館の廃止が決定され、平成24年3月31日をもって廃止することになりました。こ

れに伴いまして、地域生涯学習館開放事業も今年度で終了となるところでございます。

これに伴いまして、裏面をごらんいただきたいと思っておりますけれども、「記」の1、二つの補助執行でございます。これについて解除の協議ということでございます。まず一つ目、「『区立学校の開放事業に関すること。』のうち、地域生涯学習館開放事業に関すること」、二つ目が「『区立学校の開放事業に関する学校施設の使用許可に関すること。』のうち地域生涯学習館開放事業に関すること」、この二つの事業につきまして解除の協議がまいったということでございます。

施行については、平成24年4月1日でございます。

恐縮でございますけれども、最初のペーパーにお戻りください。3、4は、先ほどご説明したとおりでございます。

2でございます。この協議について、2の「教育委員会の意見」として、「別紙により区長から協議のあった『教育委員会からの補助執行を解除する事務』について区長部局（健康福祉部）の職員への補助執行の解除にあたっては、地域生涯学習館廃止後の学校施設の目的外使用の申請及び許可に係る事務について、当該施設を設置する学校に事務的な負担が生じないよう、特段の配慮を求める」という意見をつけたらどうかということで、ご協議をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

山田委員長

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

今回の解除というのは、学校の敷地内といいますか、施設内にありました地域生涯学習館を、地域生涯学習館としては開放という事業は行わないということにしましたので、それに関する事務の補助執行も必要がなくなったという意味かと理解しているのですが、その理解に間違いがないかという確認をしたいというのが一つ。

上の2のところにあります「教育委員会の意見」で、「学校に事務的な負担が生じないよう、特段の配慮を求める」ということなのではございますけれども、想定される負担というようなものが何かあるのでしょうか。もしあるとすれば、ちょっと教えていただきたい。

副参事（子ども教育経営担当）

1点目については、委員のご理解のとおりでございます。

2点目につきましては、その地域生涯学習館の施設の部分について、今後、目的外使用

ということで使用許可の申請があることが想定されます。特に年度の切りかえといいますか、来年度の4月から5月、その使用の許可申請に関しまして事務的な負担が生ずる可能性があるということで、今後、そのやり方については、設置校の校長先生方と事務的な詰めを十分させていただきましてやっていきたいと思っておりますけれども、そういった点について、これ自体の目的外使用に関しての補助執行を行っている学習スポーツ担当とも十分協議して、協力を求めていきたいというふうに考えてございます。

山田委員長

私からです。

生涯学習館は、今まで地域の方に開放して使っていたわけですが、たしか、多くは入り口を独自に設けてあったりするので、学校の中の位置づけですが、そのセキュリティの面も、学校であればある程度の時間内に終わりますけれども、目的外で地域の方たちが学校に関係するようなことに使うにしても、時間的なことはかなりファジーになっているのかなど。夜中まで使うことはないと思っておりますけれども、セキュリティの問題がちょっと懸念される事項ではないかなど。その辺は今何かお考えはございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

これにつきましては、ここ以外の学校についてもそうでございますけれども、目的外使用を、時間外というか夜間、あるいは休日に行うという場合には、施設管理員を配置しております。その施設管理員が目的外使用をする時間帯に配置されますので、そういった関係で、学校施設のセキュリティ管理を行っているというところでございます。

山田委員長

特に入り口というか、玄関がというか、施錠できるところが、生涯学習館なりに別の玄関を設けていると思っているのですけれども、それについても同じような対応で大丈夫なのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

地域生涯学習館の出入り口は現在別になってございますけれども、今までと同じような形で施設管理のほうを行っていくということで、その点は特段問題がないかなというふうに考えてございます。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

高木委員

地域生涯学習館に関しては、平成23年度に教育委員会から区長部局のほうに移って、そちらのほうでそういう形での運営の廃止が決定したということですね。それに伴って、廃止になるので、補助執行は解除と。そこまではいいというか、もうそうなっていますから。ただ、廃止が決定してから実際に廃止するまでの期間がかなり短うございますので、使っている方はちょっと困っているという現状もあるのかなと思うのですね。一義的には、学校施設として使っていくということですが、あいている時間帯を区民の方に有効活用していただくことは、地域生涯学習館という形態ではないのだけれども、あり得ると。ただ、そこに関して、これから基準を設けて目的外使用を行っていくということになると、まだはっきりとは決まっていないわけですね。ですから、その決め方によって貸し出しの事務が狭くなるのか、広がるのか、これから検討すると。狭くなると、教育委員会としては楽だけれども、区民の方の利便性は下がってしまう。広がると、区民の方はいいのだけれども、一義的に学校施設になったという意義が薄れかねないので、ここは、いつ、どこで、この教育委員会で基準を設けて目的外使用を行っていくのかということが決まる方向なのか、ちょっとお聞きしたい。

副参事（子ども教育経営担当）

今後の学校施設としての有効活用を考える中で、目的外使用をどういう基準で行っていくかということに関しては、次回以降の教育委員会定例会で考え方をお示しし、協議をいただきたいというふうに考えてございます。

また、現在利用されている利用団体の方も利用できるような、しかも、学校支援ボランティアというようなことを目線に入れながら考えていきたいというふうに思っております。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

それでは、「教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について」は、次回の定例会で改めて議案として審議したいと思っておりますので、事務局は、きょうの協議内容を踏まえ、準備を進めてください。

学習スポーツ担当・浅川副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞご退席ください。

(浅川健康福祉部副参事退席)

山田委員長

次に、協議事項2番目、「中野区立図書館に関する陳情について」の協議を進めます。
説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、私のほうから、「中野区立図書館に関する陳情について」、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

平成24年2月9日付で、本町図書館とあゆむ会から、図書館への指定管理者制度導入にかかわる区議会への議案提案の撤回を求める旨の陳情書が教育委員会あてに提出されました。この取り扱いについて委員の皆様にご協議をいただきたいと思っております。

お手元の資料の陳情書をごらんください。主な理由でございますけれども、指定管理者制度を導入する際に、コストダウンを図るために、区民へのサービスのダウンと労働者の人件費圧縮による官製ワーキングプアの原因となるとか、図書館は学校やほかの社会教育施設との連携、協働が多く求められるものでございますが、その連携ができにくくなる、あるいは、この指定管理者制度の導入に際して、教育委員の方に十分な議論や考察、熟考のいとまを与えてはいない、このような形でさまざまな理由が出されております。

私のほうから、図書館への指定管理者制度導入に関する経緯という形で資料のほうにまとめさせていただきました。まず、平成21年に「図書館の新しいあり方」を策定いたしました。その中に、指定管理者制度を導入することについて明記いたしました。その後、「新しい中野をつくる10か年計画」の第2次計画、あるいは「教育ビジョン」の第2次計画におきましても、それぞれ新たな管理運営体制の構築や指定管理者制度の導入についての明記などをしてきたところでございます。この考え方に基づきまして、検討を重ねてまいりました。

そして、平成23年12月におきまして、本日お配りした別紙2の資料でございますけれども、中野区立図書館への指定管理者制度の導入につきまして、考え方をまとめまして、1月にかけて当教育委員会でご協議をいただいたところでございます。で、賛同いただきましたので、1月27日に「中野区立図書館設置条例の一部改正手続について」をご提案させていただきました。教育委員会でご審議の結果、全会一致で議決していただきました。この条例につきまして、議会提出手続を区長へ依頼したところでございます。これを踏まえまして、1月31日に子ども文教委員会へ同じ内容を報告いたしまして、2月4日には中

野区図書館運営協議会のほうへ報告を済ませたところでございます。

この取り扱いについてでございますが、本日ご協議をいただいた結果につきましては、事務局のほうで陳情者あてに通知したいと考えております。

私のほうからのご説明は以上でございます。

山田委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

この件については、本教育委員会でも論議を済ませているというふうに思っているのか。済んで、もう進行しているものについて、あとから陳情が出てきたときに、その取り扱いはどうなるのか。今まさに取り扱いをやっているわけですけども、済んでしまった後からの陳情についてどんなふうな立場というか、どういう意味があるのかなというふうに思うのです。ちょっとわからないところなのですが。我々としては既に済んでしまっていることですね。後からそれが出てきたと。ちょっとわからないのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

これにつきましては、本年の1月27日の当委員会で、中野区立図書館設置条例の一部改正手続についてご議決をいただいておりますので、後からこの陳情が出たからといって再度議決するということにはならないというふうに思っております。議決することによって委員会の意思が示されてございますので、その旨をご通知申し上げるという取り扱いになるかというふうに思います。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

私のほうからです。

教育委員会で今回のように議決したものに対して陳情が出されたという経過は今まで余り例がないのかなと思うのですが、議会などではこのようなことが起きた場合に何か対応はされているのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

議案と同一の内容の陳情が出ていた場合に、議案が議決されることによって、みなす採択、あるいはみなす不採択という取り扱いがなされることがございます。それは、議案に

ついて議決したことによって意思決定が行われるわけでございますけれども、それをもって採択、あるいは不採択とみなすという取り扱い、要するに議決は2回しないという取り扱いにされるのが一般的でございます。

山田委員長

ありがとうございました。

今回のこの陳情書の日付から見ますと、恐らくこの方は区議会への議決案件が出たところということだと思っておりますけれども、私たち教育委員会では、先ほど図書館長からお話があったように、21年10月ぐらいからこの件については何回かにわたってこの委員会の中でいろいろと協議してきた。ですけれども、その経過の説明がなかなか届かなかったということもあるのかもしれませんが。一方では、傍聴できるシステムにはなっているので、こういった区民に対してしっかりした情報を伝えていくということについては、ある程度反省しなければいけないのかなということはあると思いますけれども、今回のことについては、我々はこの間協議してきた経過もあるのでということで、一度議決したものに対して覆すことはないということではよろしいのではないかと思います。

ほかに委員の先生方、どうぞ。

大島委員

二つの面があるかなと思っているわけです。

一つは、今お話に出ているような手続進行の面で、多分、陳情された方は、我々教育委員は今までこういう指定管理者というようなことは全く言われていないのに、ごく最近になっていきなり事務局のほうから議案を出されて、よく検討もしないまま賛成したというふうに誤解していらっしゃるのかもしれないので、これは過去にずっと我々も協議してきたことでもあり、我々教育委員は意味をちゃんと理解した上で意思決定したということ、誤解を解くといいますか、していただきたいなど。何らかの形で、今までの経緯の概略みたいなこともお知らせいただけるといいのではないかなと思います。そういう面が一つ。

もう一つは、中身的なことで。もちろん、我々はもう意思決定したことですし、図書館の運営にとって指定管理者制度というものが有用であるというふうに思ったので意思決定したわけですが、一般の方からすると、この陳情書に書いてあるようなご心配というのも無理からぬところもあるというか、サービスが低下するのではないかとか、図書館の文化的な機能が低下するのではないかとか、そういうご心配もあるだろうと思うのです。

そうではなくて、区民の方にとってもっとよくなるのですよということを、もちろん実際の実績で示すということもあるでしょうし、理解していただくような説明の機会とか、何か広報するというような努力を我々もすべきかなというふうに思いました。

以上です。

山田委員長

ほかにご質問、ご発言ございますか。

高木委員

陳情のところの理由にあります、我々も検討したところで、やはり指定管理者にすることによってむだを省いたり、マネジメントを強化することによって効率的な経営をしていく、そこで、例えば開館時間を延長したり、休館日を減らしたりという区民サービスの向上が認められるのではないかということ。

あと、連携に関しては、今は官と民が連携することに関して問題がないと思いますし、逆に、先行して指定管理になった歴史民俗資料館は、指定管理者になった途端、いろいろなところで連携が始まっているような状況もあるので、必ずしも官・官でないといけないということもないと思うのです。

今回の条例改正案は、指定管理者を導入できるという「できる条項」なので、これを直ちに取り下げるということはちょっと考えにくいですね。ただ、委員長もおっしゃっていたように、我々としては審議してきた結果として議会に諮ったのですけれども、区民の方から「唐突だ」という印象を受けたということは、そこは真摯に反省して、適切な形で情報提供していく必要はあると思うのです。本町図書館とあゆむ会の方というのは、区の図書館や区の図書館行政にすごく期待をいただいていると思うのです。もちろん、そういう方だけではなくて、一般の区民の方にももう少し適切に広報していく必要はあるなという反省はあります。

以上です。

教育長

各委員のとおりだと思いますが、今、高木委員がおっしゃったように、今回の議決は、図書館設置条例の中に指定管理者制度を導入できるという規定を加える改正になります。今後、手続的には、事業者を募集しますけれども、募集に当たっていろいろ懸念されている質の低下であるとか、さまざまな連携であるとかというようなことについて、私たちの要求水準に合致するような事業者を選ぶためには、募集要項をきちんと協議しなければい

けませんし、最終的には、事業者を選ぶという議決もあります。募集要項などでは協議していただく場面もありますので、今回、この陳情が出されたことによっていろいろ懸念される材料については、そのような場面で、私どもとしても十分協議していきたいというふうに思っています。

山田委員長

ほかにご発言、ご質問ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、協議の結果、陳情にある「中野区立図書館設置条例の一部を改正する条例」に関する平成24年1月27日の第3回教育委員会定例会における教育委員会の決定、「中野区立図書館設置条例の一部改正手続について」を変更することはないとの結論に至りました。事務局は、本日の協議結果について陳情者に通知をしてください。

<委員会運営について>

山田委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項の3番目、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」については、非公開での審議を予定しております。

また、本日が2月最後の教育委員会の会議です。そこで、定例会を一たん休憩し、傍聴者発言の時間を設けた後、定例会を再開したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

ご異議ございませんので、定例会を暫時休憩いたしますが、ここで傍聴の皆さんに今後の教育委員会の開会予定についてお知らせをいたします。

来週3月2日金曜日と再来週の3月9日金曜日は、午前10時からいつものとおり教育委員会の会議を開会する予定です。3月16日金曜日は、中学校卒業式のため休会となります。また、3月23日金曜日は、閉校式の予定がありますので、時間を変更し、教育委員会の会議は午前9時30分から開会する予定です。3月30日金曜日は、午前10時からいつもどおり教育委員会の会議を開会する予定です。したがって、3月の教育委員会の会議の予定は3月2日、9日、23日、30日の4回の予定です。

それでは、定例会を暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

山田委員長

それでは、定例会を再開いたします。

協議事項3番目、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」についての協議を進めます。

<非公開の決定>

山田委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項の「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」は、具体的な学校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の教育委員会の場で確定していない学校名を挙げて協議を進めると、区民に対する影響は非常に大きいと考えられ、また、そのことによって公正な審議が保てないことも考えられます。したがって、本日の協議も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき非公開とし、その会議録については、再編計画の素案が発表されるまでの間、非公開としたいと思いますが、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

それでは、全員賛成なので非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。また、議事に関係のない事務局幹部もどうぞご退席ください。

(傍聴者退席)

(以下非公開)

(平成24年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

山田委員長

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

前回、2月17日の教育委員会第6回定例会では、第5回定例会に引き続きまして、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」についてのご協議をいただきました。そこでのご指摘やご意見等につきまして、改めてその箇所について修正をいたしましたので、ご説明をいたします。

最初に、本案7ページをお開きいただきたいと思います。(3)「望ましい学校規模」の中で、学校規模によって教員の定数、配当基準にも影響していることから、その辺の書き込みをしておくほうがよいのではないかとのご意見がございました。したがって、その3行目でございますけれども、「一定規模の学校となることで、教員数が確保され」との記述を加えてございます。

次に、(4)「具体的な再編の検討」では、表現をもう少しわかりやすくしたほうがよいのではないかとのご指摘もいただきました。こちら、これまでの「今後6年間」といった資料4による具体的な推計年度の記述を削除し、国や東京都の少人数学級の推進に向けた動向を見据え、推計値については、全学年35人学級と想定して行うこととする、としてございます。以下、「この推計により、引き続き小規模化が見込まれる学校については、すでに再編計画で示されている中後期の組み合わせや小中学校の連携、学校と地域との連携、校舎の状況等を総合的に判断したうえで、具体的な再編の検討をする」としてございます。

本文の中の修正点は以上でございます。

また、この記述に関連いたしまして、お手元の資料の最後に添付してございますけれども、資料4「平成23年度推計による年度別児童・生徒数及び学級数一覧」をごらんください。この資料に関しては、児童・生徒数が横ばいの状況として見てとれるが、この推計では、児童・生徒数の実数の実態と異なっていることから、この推計の基礎になっている数値等については説明等を加えたほうがよいのではないかとのご意見もいただきました。したがって、この表の下段でございますけれども、「児童・生徒数の推計値は、平成23年4月1日現在の学校区別年齢別住民登録者数を基礎数値として推計」といった記述を加えさせていただいてございます。

以上が、前回の協議により修正等を加えさせていただいた内容でございます。ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

山田委員長

先日協議した内容を盛り込んでいただいた資料になっておりますけれども、ご質問、ご発言ありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

7ページですけれども、最初に説明いただいた、加筆したといえますか、「一定規模の学校となることで、教員数が確保され」というところの「一定規模」と書いてあるところは、小学校では12学級、中学校では9学級と想定していると書いていらっしゃるか。もうちょっと下に、小学校は「12学級から18学級」、中学校は「9学級から15学級」と書いてありますが、そういう幅のある解釈をされていいのかどうか。具体的に再編が出てきたときに、12学級を割ってしまったよとか、9学級を割ってしまったよとかとなったときに、12学級と9学級でよろしいのかどうか1点。

それから、「教員数が確保され」と。これは先週も話が出ましたけれども、今年の11月25日の話のときに指導室長からいただいた小・中学校の教員の定数の配置表というのがあるわけです。何学級で何人と。1学級ふえれば1人ずつふえていくみたいな、そういう表があるわけです。1学級ふえれば1人ずつふえるというのは担任がふえるということですので、当然と言えば当然の表なのですけれども、この教員数が「ふえる」と書いていなくて「確保され」だから、その辺が非常に難しい。中学校だと、先週も話があったように、実技教科は、少ないところはとれないので講師になるとか、学級数がふえれば部活の先生もふえると。中学校のほうが少しわかりやすいのですけれども、小学校のところはなかなかわかりにくい。要するに、この表現で説明したときに、PTAとかに説明されるときに大丈夫かなという気がするのです。ゆとりのある文章なので、解釈の仕方によってはちょっと幅が出るかもしれませんけれども、どうしたらよろしいのでしょうかということです。

「一定規模の」というと、12なのか9なのか、実際に具体的な問題が出てくるとそういう話になるのだらうと思うのです。

指導室長

11月25日のときにご説明した内容は、今、委員からお話があったように、中学校が12学級になると教員が18になるということがございます。ここで学級数を規定することが果たしてどうかというのはいろいろな議論があるところだと思います。小学校については、今お話のように、基本的には学級数ごとにふえてまいります、17学級になったところで3人の専科教員になりますので、それを書くと、17学級ということも実態としてはかなり厳

しいと思います。中学校については、お話しございましたように、すべての教科に正規教員が充てられるとか、部活動が保証されるとかというのが理想的な数だと思いますが、それが何学級かというのはなかなか言えないのかなというふうに思います。

飛鳥馬委員

具体的に何人ふえるというふうに書かなくてよろしいのです。書いたら大変なことになってしまうので書かなくていいのですけれども、「教員数が確保され」ですから、逆に言えば、小規模校だと確保されないのかと。そうではなくて、この基準でいえば確保されているわけですね。1学級でもふえて担任がふえれば、先生方はふえるので、学校としてはとてもいいわけです。担任と教科の指導だけではなくて、もろもろの行事等いろいろな指導がありますので、1人でも多いことはいいのですけれども、それが「確保され」という表現でよろしいかなと。

山田委員長

ちょっと休憩に入ります。

午前11時03分休憩

午前11時29分再開

山田委員長

それでは、再度開会いたします。

飛鳥馬委員、教員数の確保ということについてご説明いただけますか。

飛鳥馬委員

7ページの(3)「望ましい学校規模」の4行目のところですが、「また、一定規模の学校となることで、教員数が確保され、児童・生徒一人ひとりと向き合える時間の確保」という文章がありますが、ここで言っている「教員数が確保され」というのはちょっと抽象的な言葉なのかなと思います。「確保される」ということは、比較でいうと、今までは確保されていなかったけれども、今度確保されますよみたいに、私は単純にとってしまうので、そうではなくて、ある一定の基準があるわけで、それは満たされていますが、今現在、その基準で満たされている教員の数ということになりますので、そうではなくて、「一定規模の学校になることによって教員の数が増加し」とか、「ふえる」とかになるのですかね。要するに、その次の文章に続く「児童・生徒一人ひとりと向き合える時間の確保」されると、そこにつながるような表現を工夫されたらいいのではないかと思います。「確保され」というのはちょっときつい表現に受け取られるのではないかと思います。

教育委員会事務局次長

今、飛鳥馬委員にご指摘をいただきました。確かに、「教員数が確保され」ということだと、ここを読んだだけでは誤解を招くような内容表現になっておりますので、「増加し」といったような、表現に変えるべく検討し、次回までには整理させていただきたいと思えます。

山田委員長

よろしく申し上げます。

ほかにご質問、ご発言ありましたらお願いいたします。

大島委員

7ページの(4)のところの後段に「この推計により、引き続き小規模化が見込まれる学校」とあるのですけれども、この「引き続き」というのが何からどういうふうに引き続いているのか、ちょっとよくわからない。具体的イメージがわからない。「引き続き」ということは入れる必要があるのかどうなのでしょうかというのを質問したいと思えます。

副参事（学校再編担当）

先ほどの具体的な再編の検討の中身のご説明なのですけれども、「この推計により、引き続き小規模化が見込まれる学校については」というところについては、どこへつながるかといった部分もございしますので、この「引き続き」については削除させていただくというふうに考えてございます。

山田委員長

「この推計により」ですが、「資料4の推計により、小規模化が見込まれる学校」ということでよろしいですね。

副参事（学校再編担当）

ただいま大島委員からご意見いただきました。「国や東京都の少人数の推進に向けた動向を見据え」といった前段がございすけれども、この部分についても非常にわかりづらいというようなことがございすので、その後段の部分、「今後数年間で推移していく児童・生徒数及び学級数の推計値については」の後に「引き続き国や東京都の少人数学級の推進に向けた動向を見据え、小中学校の学年全てで1学級の規模を35人学級と想定して行うこととする」といった表現に改めさせていただきたいというふうに思っております。

山田委員長

大島委員、よろしいですか。

大島委員

はい、結構です。

山田委員長

(4)の「具体的な再編の検討」に係る資料4というのは非常に難しい資料かなと思いますけれども、下のほうに書き込みを追加していただいて、「小中学校全学年35人学級で想定」している資料であるということ。それから、「推計値は、平成23年4月1日現在の学校区別年齢別住民登録者数を基礎数値として推計」、これをもうちょっとご説明いただけますか。

副参事（学校再編担当）

こちらについては、年度が推移していく際に、学校ごとの年令進行率、社会増減率等の数値をしっかりと計算した上で学校ごとにお出しした数値でございます。

山田委員長

ということの資料4でございますけれども、よろしいですか。

（発言する者なし）

山田委員長

この「基本的な考え方」の7ページの3「再編計画改定における基本的な考え方」の(3)「望ましい学校規模」並びに(4)「具体的な再編の検討」は、「一定規模の学校」という明記がありますが、「一定規模の学校」とは「一定規模の学級数を有する学校」というふうに理解しているところでもありますけれども、それでよろしいですね。「一定規模」というのは人数ということもありますけれども、この計画については「一定規模の学級数」ということで皆さんで話をしているということを確認させていただきます。それでよろしいですね。

そのほかにご質問、ご発言ございますでしょうか。

（発言する者なし）

山田委員長

それでは、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方（案）」につきましては、本日の協議内容を踏まえ、事務局で再度修正していただき、今後の定例会で再度協議を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日本日予定した議事は終了いたしました。

山田委員長

これもちまして、教育委員会第7回定例会を閉じます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時38分閉会